

小値賀町議会第4回定例会 (第2日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	尾	崎	三
総	務	中	川	也
住	民	西	村	之
福	祉	植	村	彦
産	業	木	下	子
振	興	中	村	幸
課	政			
策	監			
農	業			
委	員			
会	事			
務	局			
長				
建	設	蛭	子	晴
課	長	近	藤	市
診	療	前	田	進
所	事			也
務	務			
長	次			
教	長			
育				
次				
長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合
記									

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第4回定例会

平成28年12月14日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 議案第75号 小値賀町しま共通地域通貨換金準備基金条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第76号 小値賀町農業委員会の委員及び農地利活用最適化推進委員の定数に関する条例案
- 第 4 議案第77号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第78号 野崎島の保全及び適正な利用に関する条例案
- 第 6 議案第79号 野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例案
- 第 7 議案第80号 沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例案
- 第 8 議案第81号 小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例案
- 第 9 議案第82号 平成28年度小値賀町一般会計補正予算（第3号）

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって5番・浦英明議員、6番・横山弘藏議員を指名します。

日程第2、議案第75号、小値賀町しま共通地域通過換金準備基金条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西浩三） 議案第75号、小値賀町しま共通地域通貨換金準備基金条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由のご説明をいたします。

本条例は、長崎県内のしま地域でのみ利用可能な「しまとく通貨」について、対馬市を除くしま地域において、さらに平成28年度から平成30年度の3年間、実施することに伴い、20%のプレミアム部分を準備する本基金について、最終精算が見込まれる平成31年度末まで運用できるよう改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容としましては、第1条にこの条例の制定年次と条例番号を加えたこと、それと附則において、この条例の効力が平成29年3月31日をもって失われるとしていたものを3年間延長し、平成32年3月31日をもって失われると改めるものです。

慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松屋議員

2番（松屋治郎） 対馬が参加しなかった理由は分かりますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

直接伺ったわけではございませんけれども、発行委員会の説明では、対馬市は独自の取り組みをやりたいと、対馬市独自の地域通過みたいなものを実施したいという理由で脱退されたと伺っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） この「しま通貨」の通貨基金のですね、今の利用状況のですね。よく「使い勝手が悪いのでうちはこれを取り扱わない」という店があると聞いているんですけども、その辺はどういう問題があるんですかね。説明をお願い

します。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

先日の町長の行政報告でも説明がありましたけれども、今回の「しま通貨」の一番の特徴は、セット券におきまして紙ベースから電子化されたというところで、非常に全国的にもといますか、アメリカの経済新聞でも取り上げられるほど、ニュースになるほど、世界的にも珍しい取り組みだと聞いてるんですけど、そういった、電子化することによって、スマートフォンと、それからいわゆるガラケーですね、でも使えはするんですけども、高齢者の方たちに、やっぱり電子化というのが馴染みが薄いのが1つの要因じゃないかと思っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 先だって調べたら、小値賀の中で今、「しまとく通貨」が使える場所は9つ今年度は予定されて、実際11月からスタートということで実績はまだそんなに上がってないと思うんですが、昨年までは小値賀の対象のお店というのはもっとあったかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

25年度から27年度の第1期の「しま通貨」では、町内で44店舗加盟がございました。今、今田議員さん、9店舗というお話でしたけれども、現時点で10店舗になっております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 一昨日調べたんですけど、9だったんですが。減ったということは、あまり小値賀側としてはメリットがないのかなというふうに、短絡的には思うんですが、果たしてそういう中でこれから先も続けていく意味があるのか、そこについてお聞かせください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

加盟店が10店舗に留まっているという最大の理由が、発行した時に、実際にお金に通貨を換える時に、換金手数料というのが2.5%かかります。ですから、100円の売り上げに対して2.5円引かれる、97.5円しか手元に、お店に入っていない。当然その換金手数料2.5%は発行委員会の運営に充てられてるわけですけども、そういったところで、実際にその売り上げから引かれるという部分において、取り組むと通常の売り上げが減るわけなので、それに対する不満感といますか、そういったのがあって加盟が進んでいないかと思っておりますけども、1

つの「しま通貨」の取り組みの大きな理由というのが、観光客の誘客をこの島地域で、県内の皆で取り組むというところで、当然その 2.5%を上回るような、それぞれ皆さんが、店舗が工夫していただいて 2.5%の手数料を吸収して、なおかつ売り上げを伸ばすような取り組みをしていただけるとメリットが出てくるということになるんですけども、先ほど申し上げましたように、なかなか町内においてそういったところが進んでいないという事情がございます。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 実際、今年度からガラケーとかスマホを使う電子化になって、今までの 2.5%という換金手数料は下がると思うんですけど、どのくらい下がるものなのでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

換金手数料の 2.5%は、旧制度も新制度も変わらない 2.5%で設定されております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 手数料は変わらず、お客様のほうも使いにくいということで、本当に何か、意味があるのかな、と単純に疑問ですね。確かにそれによって観光客が増えるということであれば、当然、それを目指さなければいけないんですが、現実問題よく耳にするのは、町内に入ってくる業者さんが結構使ってるという話も聞きます。そうすると、本来の意味とは全然離れてしまうわけで、その辺はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 今の件なんですけど、今度の場合、大きく改正されているのはですね、期間がものすごく短縮されています。そういうことで、今言われたようなことに対応するというので、普通の仕事で来ている方たちには使いづらい方法になってます。それともう 1 つ、課長が言いませんでしたけども、大きなメリットとしましては、スマホを使うと、どこから来たかとか、そういう情報が手に入るという大きなメリットがあるんで、この電子化をしたということが 1 つの要因で、あくまでも地元の業者のためばかりではなくてですね、やっぱり旅行者のことも考えて 20%プレミアムをつけてるわけですから、そのメリットを十分に使えるように、ある程度の観光客が入ってくるように努力もしなくてははいけません。それともう 1 つ付け加えますと、対馬の場合にはですね、観光客といいましてもほとんど外国人だったということで、対馬市自体もそこに金をつぎ込むのはどうかという考えがあって、独自の制度を設けたいということで、今現在、離れておりますけども、ひょっとしたら、こういう制度ができましたんで、元に戻るかもしれません。市長が変わりましたので、考え方が

少し変わったというふうに聞いております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 本当に、今、町長がおっしゃったようなことで、きちっと使えばものすごく良いもの、と言ったらちょっと変な表現ですが、役に立つものだと思いますので、加盟店が減ってしまったということに対して、町のほうももう少し逆に積極的に加盟店を増やすような努力をしてはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） そうですね、2.5%が高いのか安いのかということはそれぞれ考え方があるかもしれませんが、それが原因、まあそれだけじゃないかもしれないですけど、最大の原因であるということであれば、少しお手伝いすることも可能かなと思います。そういうことは十分検討させていただきたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

（自由討議）

— 休 憩 午 前 10 時 13 分 —
— 再 開 午 前 10 時 32 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

宮 崎 議 員

7 番（宮崎良保） このことについてはですね、小値賀町は人口を増やすつちゅうことについては本当に厳しい状態で、どうしても交流人口を図らねばならないと、その起爆剤としてですね、観光客への利便性あるいは小値賀の PR について非常に効果がある制度だと思うんです。思うんですが、これを有効に使うためには、今、商店街が日曜日がまだ開いてる店舗が少ないわけですね。これを解消するような方向は考えていないのか、伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

日曜日の店舗が開いてないという問題ですけども、特に今のところは行政側から申し入れなりをしているというところはありません。特に今のところ、動いていない状況です。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

松屋議員、ありませんか。

松 屋 議 員

2 番（松屋治郎） 先ほどのやつをですね、私はやっぱり、そこら辺も発行委員

会か何かでですね、ある程度検討されなければならないはずと思うんですね。結局、今までは通貨券を持っていけばそれは換金の補償はされたけど、今回は盗難の危機によってそういうふうなことが起こった時に、じゃあその使われたところが損をするというようなことは、是非避けなければならないと。ほかのこと、観光客が増えるなんてことは良いことなんですけど、そこら辺をひとつ、補償はですね、商店街に「問題ありません」と言えるようなものがあるのかどうか、伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 少し勘違いしてるかもしれませんが、スマホが使われた店が被害を被るということはないと思います。それは何でかっていうと、取るのは、お金をもらうところはまた別のところからもらうわけですから、それは、使われた人は被害に遭うかもしれませんが、それを使った店とかには被害は及ばないと思います。そこはちょっと勘違いしてるのかなど。盗られた人の責任になるということで、店には責任はないんで、そこはちゃんと補償されるということになると思います。よかですかね。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 75 号、小値賀町しま共通地域通過換金準備基金条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号、小値賀町しま共通地域通過換金準備基金条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 76 号、小値賀町農業委員会の委員及び農地利活用最適化推進委員の定数に関する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 76 号、小値賀町農業委員会の委員及び農地利活用最適化推進委員の定数に関する条例（案）について、提案理由のご説明をいたします。

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日に施行されております「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の中で、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変更になったこと、また、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるために「農地利活用最適化推進委員」が新設されたことから、農業委員及び農地利活用最適化推進委員の定数を本条例で定めるとともに、附則において、従来の「小値賀町農業委員会の選挙による委員の定数条例」を廃止するものでございます。

本町の農業委員会は、現在定数 18 名で構成されていますが、新制度では、農業者数、農地面積等の基準により、当町においては 14 人が上限とされています。また、新設された農地利活用最適化推進委員につきましては、農地 100 ヘクタールあたり 1 人ということが法律で定められており、当町の場合、6 人が上限とされています。しかし、農業委員会での議論や、今年の夏に行いました農家地区への説明会における意見等を踏まえまして、農業委員 14 人、農地利活用最適化推進委員 4 人という体制にしたいと考え、本議案を提案しております。

附則では、第 1 項で、この条例の施行期日を公布の日と定め、第 2 項は、現行の「小値賀町農業委員会の選挙による委員の定数条例」の廃止について、第 3 項は、本町農業委員会の新体制への移行が、平成 29 年 7 月 20 日であることによる経過措置について、それぞれ規定しております。

現在の農業委員の任期は、平成 29 年 7 月 19 日までとなっており、今後のスケジュールとしましては、来年 1 月中旬から 2 月中旬にかけて両委員の公募及び推薦を行い、農業委員については、3 月の定例議会において選任の同意を得て任命を、また、推進委員につきましては、農業委員会が委嘱することとなっておりますので、来年 7 月の農業委員会総会を経て、委嘱される予定となっております。

以上で説明を終わりますが、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 76 号、小値賀町農業委員会の委員及び農地利活用最適化推進委員の定数に関する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号、小値賀町農業委員会の委員及び農地利活用最適化推進委員の定数に関する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 77 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 77 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(案)について、提案理由のご説明をいたします。

本条例は、平成 28 年 4 月 1 日に施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の中で、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、「農地利活用最適化推進委員」が新設されたことに伴い、別表に農地利活用最適化推進委員を加えるとともに、農業委員会会長、農業委員会委員、農地利活用最適化推進委員それぞれの報酬について、基本給と能率給という区分を新たに設けております。対価の種類を区分する理由といたしましては、農地利活用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の任意事務であったものが、新制度において必須事務に位置づけられ、その積極的な活動を推進するために、国が「農地利活用最適化交付金」を新設しております。この交付金が、新制度に移行した農業委員会に、その活動及び成果の実績に応じて交付されることになっているためでございます。なお、交付金の額については、委員の活動及び成果実績に基づき、年度末に額が確定いたしますので、別表においては「予算の範囲内で町長が定める額」としまして、委員の活動実績に応じて、配分させていただく予定にしています。

附則として、第 1 項で、この条例は公布の日から施行することとし、第 2 項は、この条例を、本町農業委員会が新体制となる、平成 29 年 7 月 20 日から適用するための経過措置の規定でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮崎議員

7番（宮崎良保） 能率給でお伺いをしたいと思います。まず最初に、この能率給というのは個人ごとに違うんですかね。農業委員全員に関して一律に能率給を交付するかどうか、その辺を伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

農業委員、それから農地利用最適化推進委員ともにですね、それぞれ連携して活動を積極的に行っていただく必要がありますので、個人的に、個人の能力とか実績に応じてそれぞれ配分するという考え方は、まあこれから詳細を詰めていくことになるんですけども、交付金のまだ姿も具体的に示されておられないので、これからではあるんですけども、基本的にはそういう姿勢で考えていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 先ほど、答弁者の名前を言い間違えました。農業委員会事務局長です。訂正をします。

ほかにありませんか。

宮崎議員

7番（宮崎良保） 農業委員長には、この能率給は無いように思われますけども、能率給の上限というのはありますか。伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

農業委員会事務局長（中村慶幸） お答えいたします。

この交付金がですね、一応、2万円×農業委員の数×12ヶ月。本町の場合は来年7月からになりますので、4、5、6は該当しないわけなんですけど、そういう考え方になっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を

改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 5、議案第 78 号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）、及び日程第 6、議案第 79 号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）、及び日程第 7、議案第 80 号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 78 号、日程第 6、議案第 79 号、日程第 7、議案第 80 号を一括議題とします。

議案第 78 号、議案第 79 号、議案第 80 号の提案理由の説明を求めます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 48 分 —

— 再 開 午 前 10 時 48 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

町 長

町長（西 浩三） それでは、ただいま上程しました議案第 78 号から 80 号まで、それぞれ提案理由の説明をさせていただきます。

まず議案第 78 号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）について、ご説明を致します。

本条例は、野崎島の保全及び適正な利用を推進するために、基本理念や基本方針を定め、野崎島への入島に関し、町や入島者等の責務と、町民、事業者等に理解と協力を求めることを明確化することにより、町民共有の財産である野崎島の次世代への継承を図るために制定するものでございます。

皆様もご承知のとおり、本年 7 月の国の文化審議会において、野崎島の集落跡を含む 12 の資産で構成する「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と名称を変更し、今年度の世界遺産の国内推薦候補に選定されております。これ

らのことを背景に、今後、更に野崎島への入島者の増加が見込まれる中で、条文には、野崎島の自然環境の保全や、文化財、公共施設等の適正な管理と利用が図られる必要があること、また、かつて遭難や滑落事故など人命を脅かす事態が発生したこともあるなど、険しい野崎島の地形や、消火救難体制が、ぜい弱な環境にあること等を踏まえ、入島者自らが「自分の安全は自分で守る」という基本的な姿勢で入島していただく必要があることなどを明記しております。

条例を制定することにより、町民、事業者等、野崎を訪れる方々に、各種の留意事項等の周知を図り、野崎島での秩序ある行動等を求めるものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行することを定めております。

次に、議案第79号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例案について、提案理由のご説明を致します。

本条例は、野崎島の保全及び適正な利用を推進する上で核となる施設として、現在、野崎島に建設中の「野崎島ビジターセンター」に関し、地方自治法第244条の2の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項について規定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則として、この条例の施行日をビジターセンターの供用開始の日とすることを定めております。

次に、議案第80号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例(案)について、提案理由のご説明をいたします。

長崎在住の岩坪元成氏から町に御寄贈をいただいております沖ノ神嶋神社の神官屋敷につきましては、国の重要文化的景観に選定され、野崎島の文化的景観の重要な構成要素として位置づけられています。建造物は明治29年に建設され、伝統的な武家屋敷造りを踏襲しており、敷地内に遙拝所を配置するなど、野崎集落における神官家の特異性を象徴する資産として大変貴重な文化財であるため、国・県の補助金を受けて、現在、修復工事を実施しておりますが、工事は今年度末には完了する見込みであります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定により、沖ノ神嶋神社神官屋敷を、本町を代表する文化財として適切な保存、管理、公開等の必要事項を条例で定めるために、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、本条例案を提案するものでございます。

以上、提案理由のご説明をいたしました。よろしくご審議のうえ、適正なる決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、この議案については、担当が総務課にあった時から、引き続き総務文教厚生常任委員会で調査・審査をしてきている内容でございます。本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、十分に審査していただく予定でございますので、ご質疑に関しましては総括的なことに留めおき願いたいと思います。

議案第 78 号、議案第 79 号、議案第 80 号の全般にわたり、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

宮崎議員

7番（宮崎良保） 目的の中にですね、「小値賀町（以下「町」という）。及び小値賀町民（以下「町民」という。）」という 2 つの責務を明らかにするよ、というような目的があるんですけども、小値賀町民の責務が第 2 条以降にないと思うんですけども、これはどういったことを考えているのか、伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

「町民の責務」というよりも、第 1 条は「責務等」というふうに書いてあるんですけども、第 6 条におきまして、「町民の役割」という形で規定をしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

横山議員

6番（横山弘藏） この条例でですね、ちょっと目を通して思うんですけども、この野崎島の保全及び適正な利用に関する条例でありますけども、これを野崎島のそういう保全とか何とかに関してですね、まあ条例は条例でいいんですけども、野崎の保全に関する審議会とか審議委員会とかをするような条項はなくていいんですかね。野崎に関しては、ちょっとした審議会を設けて、今後、世界遺産にもなることだし、いろんな話し合う場が必要と思うんですけども、その辺の審議会の設置については触れなくていいんですかね。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） この議案に関しましてはですね、役場の庁舎内にはプロジェクトチームを設けておりまして、その中で検討をさせていただいてます。それと、町外の方の、具体的に申し上げますと、県立大学の吉居先生のアドバイスも受けながら、この条例案は制定しているということでございまして、改めて審議会等を起こす、立ち上げる予定は今のところございません。

議長（立石隆教） 末長議員

3番（末永一朗） この中に、やっぱり条例を作れば維持管理費が要ると思いますので、その維持管理費はどのようにしてするのか、そこら辺の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

確かにご質問のとおり、条例を作っているいろんな行為規制をかける上で、一方で世界遺産の登録を推進している中で、現実にも、ビジターセンターの整備がありますとか、町道、給水設備でありますとか、いろんなハード整備も行っておりますし、今後、条例ができればソフトの部分についても推進していくこととなります。費用はその時のですね、ハード事業であれば、今、補助事業であったり起債を充ててしておりますけれども、ソフト事業においてもそういったメニューを探して充てていく、極力ですね、というような話になるかと思いません。当然、その中で一般財源の負担というのも一定発生すると思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 宮崎議員

7番（宮崎良保） この条例を全部読んでいますと、どうしても「野崎島を守ろう」という、「野崎島の自然を守ろう、遺跡を守ろう」という意識よりも、「お客さんに対して制約をしよう」という意識のほうが強いと思うんですね。本来であれば、やはり野崎島全体を守るための条例というのを主に出してほしいと思ったんです。そのためには、やはり横山議員の言ったように審議会あるいは協議会を作ってですね、その維持管理費を入島税等々でやっていくというような感じにしないと、何もかも役場が全部やってしまうと、役場の仕事も大変だろうと思います。日々、活動するのは観光客であり、アイランドツーリズム協会であり、小値賀町民であります。小値賀町が直接あそこに行って管理するようなことは、今後ともないだろうと思うんで、どうしてもこういった協議会の設置は必要だろうと思いますけど、今後、そのような考えはありませんか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） これは、野崎島をずっと保全していこうという考えでありまして、その中でやっぱりどうしても、壊したりいろいろな弊害が出てくるのは入島者じゃないかという考えのもとで、ある程度作られてるんじゃないかと思しますので、その精神は、まあなかなか読みづらいところがあるかもしれませんが、野崎島の保全を図っていくという決意はこの中に当然、含まれているものと理解をしていただければと思います。それと、もう1つ、先ほど審議会という名前を言われましたけども、協議会につきましては、当然、関係者の連絡する連絡協議会とか、そういうのは当然今から立ち上げていかなければなりません。そういうことで、これで入島税の問題は、また別の問題として考えていただきたい。これは一応、保全を図るという利用に関する条例でございます。ことで、入島税を直接取るということになりますと、いろいろなハード、ハードと言いましても、条例を制定するハード面での研究もずいぶん必要になると思っておりますけども、とりあえず、もう目の前に観光客が来るという状況になっておりますので、どちらかという規制のほうが多いように見受けられ

ますけども、これも順次また改正をしていけばいいのではないかと思いますので、我々としましては、今、間近に迫っております世界遺産登録の前に利用者が増えるであろうということを予想しまして、我々の責任の範囲内でお客さんの安全も図らなくてはいけない、ということで、この条例を制定した次第でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **横山議員**

6番（横山弘藏） 第5条にですね、（町の責務）の中に、今後必要な入島指針を整備したり、施策を総合的かつ計画的に推進するとか書かれております。だから、今後この条例ができた後にですね、いろんなそういった協議がなされて内容も充実していくと思うんですけども、こういった町民がかなり深く係わるような条例ですね、野崎島の利用に関して、やはり条例を作る上で町民の声もしっかり吸い上げる体制っちゅうかですね、そういった、町民の声も聞きながらこの条例が充実していくようなものにしてほしいと思うんですけども、その辺の協議会みたいなものは考えていますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この野崎島の保全と利用に関して、町全体で野崎島を守っていくための認識の共有であったりが必要なのではないかとというような趣旨の質問ではないかと思うんですけども、先ほど町長も言いましたように、庁内には世界遺産登録を推進するためのプロジェクトチームがございますけども、例えばその中にですね、住民の代表であったり学識経験者であったり、そういった方々を入れて、そこを協議会という姿に変えていくという方法でありますとか、重要文化的景観の推進協議会ですかね、教育委員会の中にありますけど、その中に逆に観光担当が入って行って、その中に学識経験者の方も確かおられると思いますので、そういった姿も考えられると思いますし、全く別に、先ほど町長は「今のところそういう予定はない」ということですが、協議を重ねていく中で、姿が全く別個のものに変わっていくということも考えられるのかなとは思っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 野崎の教会が近いうちに世界遺産に登録されると思うんですけども、そしたらこの条例の内容も見直す時が来ると思うんですよね。世界遺産に関しては何かしつかり明記しとかんとですね。そういったこともちゃんと考慮はされているということですかね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、世界遺産はまだ確定はしておりません。そういう

中で、先ほど言われました県立大の吉居先生のお話を伺う中でも、とにかく入島ルールというものがない、今現在ですね。そして自然公園法で、うちは野崎だけじゃないですけども、野崎が自然公園法の、ほとんどが特別区域に入っておりますけども、一方で野崎の集落を中心に区域に入っていないところもございます。で、景観法であったり文化財保護法であったり、法律がございませうけれども、それもまた土地の所有者であったり文化財の持ち主であったり、そういった方々の行為の規制であったり罰則というのは法律の中に規定されているんですけども、一般の利用者の方の規制がそれらの法律にないという中で、重要文化的景観の区域に野崎島全体が入っているという中で、まずはその重文景の区域に全体が入っているというのを根拠に条例作りを進めてはどうかというアドバイスをいただいたところですよ。それで、先ほど言いましたように、世界遺産はまだ確定しておりませうので、この条例の中で、野崎島が西海国立公園区域であるんだよとか、重要文化的景観の区域であるんだよというところに留めております。世界遺産が確定すれば、この条例の改正の中でそういったこともうたい込んでいく必要があるかと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **今田議員**

1番（今田光弘） 今までの話を伺ってますと、重要な景観あるいはビクターセンターとか神官屋敷とか、全て人間の手が入ったもの、景観というのは基本的にはそうなんですけど、それに対して野崎島の自然という、もともと人間の手の加わっていない部分、それについてちゃんと考えられているのか。本来、自然公園法ということで、国立公園ということで指定され、一般国民がうまく使えるような基本理念があるんですけど、それに対してどうしても、何かこれだけ見てると、人間の作るもの、世界遺産にどうも限られちゃってるんじゃないか、そういうふうに僕としては感じるのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

議員おっしゃるように、条例のつくりを見た時に、基本的には人為的な活動の制限が多く含まれておりますので、そういう印象は否めないのかなとは思っておりますけども、一方で、やはりこの野崎島のルールがなくて入島者が把握できないという中で、事故とかへの対応の問題ですね、と、一方で、今田議員がおっしゃられるように、自然環境、文化財を含めてですね、そういったのを保全する上で、やはり、できることの中に、ルールに従って野崎島での活動をしていただくということが、安全に野崎島の自然環境を享受するということにもつながりますし、それがまた守られるということにもつながっていくのではないかと思いますし、実際にそういうふうになるように、入島指針等の整備に努めなければならないと思っております。

議長（立石隆教） 詳しいことは委員会でやりますから、そこを念頭に置きながら質疑してください。

今田議員

1番（今田光弘） 3つ、78号から80号まで見てまして、全てやっぱり管理ということで係わってきます。そういう時に、今、そうでなくても役場は人材不足というか人員不足、マンパワー不足ということで、じゃあ観光の手取り早いおぢかアイランドツーリズムといっても、向こうも人が足りない状況だと、現実、思います。確かにおっしゃってることは分かります。分かりますが、実際に管理する人がいなければ、これは本当に何にもならない絵に描いた餅になるんで、その辺の目処というか、もし例えば指定管理者、誰もいなかったら役場が、職員の方が直接やらなければいけない。そこまで考えて本当にこういうのを作ってるのかどうか、そこを伺います。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） もう施設を現実に造って、さっきから言ってますように、年度末にはでき上がるわけですから、指定管理者が見つからなければ、当然、町のほうで責任持って管理するようにいたします。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） お諮りします。

議案第78号、議案第79号、議案第80号については、この際、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、野崎島の保全及び適正な利用に関する条例（案）、議案第79号、野崎島ビジターセンターの設置及び管理に関する条例（案）、議案第80号、沖ノ神嶋神社神官屋敷の設置及び管理に関する条例（案）については、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11時 12分 —
— 再開 午前 11時 20分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第8、議案第81号、小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 81 号、小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（案）について、提案理由のご説明をいたします。

本条例は、当町で地域振興品目に位置づけております、落花生を中心とした加工品の生産力強化と加工体験等を通じた交流促進を図る目的で、現在、中学校跡地に建設中の農産物加工施設に関し、地方自治法第 224 条の 2 の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項について定めるものでございまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則として、この条例の施行日を加工施設の供用開始の日とすることを定めております。

詳細につきましては、担当より説明をさせますので、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） それでは、内容をご説明いたします。

条例案の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、この条例が、今年度完成予定の小値賀町農産物加工施設の設置と管理について定めることを目的としていることを明記しております。

第 2 条は、この施設を 6 次産業化の推進による所得の増大や加工体験等による交流人口の増大を図り、地域産業の振興及び活性化を促進するために設置することを規定しております。

第 3 条は、施設の位置について、第 4 条は、施設の業務内容について、第 5 条は、施設の休業日及び利用時間について、それぞれ規定しております。

第 6 条は、施設の衛生管理や生産活動との調整が必要なこと等を踏まえ、事前に利用の許可手続きが必要である旨、規定するほか、第 2 項において、許可をしない場合について、第 3 項において、許可の取り消し等について、それぞれ規定しております。

第 7 条は、施設を利用できる者は町内に住所を有する者としております。ただし、視察や体験等については、町外者の利用も認めることとしております。

第 8 条は、利用料について、第 9 条は、利用料の減免について、それぞれ規定しております。

第 10 条は、遵守事項を別に定め、管理上必要があるときは、利用者に対して、適宜指示することができるよう規定しております。

第 11 条は、本施設の管理を指定管理者に行わせることができる規定であり、第 2 項において、その場合には施設の休業日及び利用時間について、町長との

協議が必要である旨を、第 3 項は、指定管理者に管理させる場合の読替規定で
ございます。

第 12 条は、指定管理者が行う業務について、第 13 条は、指定管理者に利用
料の収受をさせることができる旨について、それぞれ規定しております。

第 14 条は、施設の毀損等に対する現状復帰や損害賠償の義務、利用者の責に
よる人身事故等に対する責任について規定しております。

第 15 条は、指定管理者の指定期間が満了したときなど、管理をしなくなった
場合において、原状を回復する義務があることを規定しております。

第 16 条は、委任規定でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 先だって、落花生の加工の設備一式ということで 1,500 万で
したが、予算計上されたと思いますけれども、その財産は、この条例の適応対
象になるのでしょうか。適応するのでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

基本的には、この設置条例案は施設の全体の設置条例案というふうに考えて
おりますので、設備も含むものと考えております。

議長（立石隆教） 横 山 議 員

6 番（横山弘藏） とりあえず、指定管理をするようになっているわけですが
けれども、今のところピーナッツが主に加工するような施設になっていると思うん
ですけれども、例えば、主に加工するのは担い手公社だと思っただけですけれども、例
えば、個人でですね、ここの加工場を利用して、体験とかじゃなくてですよ、
自分のピーナッツを自分で加工して商品にするみたいな人がもし現れた場合に
ですね、それはその指定管理者の許可を得て行うのか、それともそういう個人
には使わせないのかですね、その辺はどうですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この条例に規定してあります、指定管理に関する条項ですけれども、これは
この施設を指定管理者に管理させることができるという、その可能性の規定で
ありまして、指定管理の手続きに関してはまた別途、最終的にはその議案を上
げさせていただくことになるかと思っております。

それとその、もしもその指定管理者以外に指定管理施設になったとして、指
定管理者以外に落花生等、個人的に使いたいというお話があった場合のことで

すけども、基本的には指定管理施設になれば指定管理者との協議の上で、町直営であれば町の判断、町長の判断ということになるかと思えますけれども、斑の加工施設がございますけれども、基本的には斑のほうで活動できる分に関しましては、できるだけその利用もしていただかないといけませんので、というふうに考えていますし、ただその先ほど言いましたように、利用できる者の範囲は、基本的には町内に住所を有する方ということで、それ以上の制限はございませんので、あとは落花生の生産体制の中で、先ほど言いましたように衛生管理の面とか、生産工程の面とか、そういったところでいって、一般の方が使うのに制限がかかってくる場合もあるかと思えます。基本的には、斑の加工場を使っていただいて、どうしてもその新たな加工場にある機械を是非使いたいとか、そういった場合には調整を図ることになるかと思えます。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 大変、初歩的な質問で申し訳ありませんが、加工施設ができたとき、保健所の食品に関する営業許可というのが必要になってくると思いますが、それは例えば、指定管理者ができたときにはその指定管理者がとることですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） 今田議員のおっしゃるとおりです。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） そうなりますと、例えば落花生の加工という、どういう商品を作るのか分かりませんが、一つの空間では一つの営業許可しかとれないと思うので、かなり狭い商品しかできないというふうに感じるんですが、あるいは、仮に指定管理者ができた場合に、その指定管理者がやりたいことはできるけれども、それ以外の物については、一切作ろうと思っても作れない、すごく狭まった中での加工場になると思うんですが、その点はいかがですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

確かに言われるとおり、元々この加工施設の機能の大半がその落花生の生産になっておりますので、その他の加工品の生産というのは非常に限定的になってくるのかなとは思っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 今のお答えに対してちょっと、いつの定例会か分かりませんが、農産物の加工場の話をしたときに、落花生じゃなくいろいろなことができるよという答弁を定例会のときにされています。そのことと今おっしゃったこととはちょっと齟齬があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 営業許可の問題で話をされましたけれども、最近厳しくなっているようで、それぞれの品目でとらなければならないということになると、実はピーナッツはアレルギーがあります。だから、ピーナッツと同じ部屋で食品を加工するという事はかなり制限がかかると思います。それ以外の物については、先ほどから課長が言ってます、お菓子とかそういうところを作るのは別に斑のほうでそれぞれ許可をもらっているはずですので、そこは協議をしなければいけないですけれども、一番引っかかってくるのは、アレルギーを持っていますので、他の品物と一緒にとはなかなかできないという、そういうピーナッツ独特の特性といいますか、そういうあれがあるものですから、先ほどのような答弁になったと思いますけれども、そこら辺がクリアできれば、当然、ピーナッツだけではないはずですので、あそこで加工できる品物については、他の品物についても許可をとるはずですけども、その許可はやっぱり何でもお菓子類で許可がとればいいのですけども、どうも最近話を聞いてみますと、前はかなり甘かったんですけども、今はそれができない状況になっているようですので、条件が合えばというような形になることを課長は強調したんだろうと思いますけれども、さっきから言いますように、原則使えるものは使っていたきたいと、そういう方針でやりたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末 永 議員

3番（末永一朗） 7条の中に加工施設利用とあるんですが、これは我々の民泊の高校生の体験も入るんだと思いますが、この中に利用料金と書いてありますが、これは1人いくらとるのか、全体でトータルでとるのか、そこら辺の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

利用料の具体的な金額に関しましては、まだ定めておりません。これから協議して料金等定めていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 先ほどの利用料金について、まだ具体的な案はないという答えでしたけれども、ここに指定管理者の利用料については、どのように考えていますか。やはり指定管理者にとっても1日いくらとか、年間いくらとかの管理料の設置をするのか、その考えを伺います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

利用者ではなくて、指定管理者がこの加工施設を使うことに関しての、指定管理者が支払う対価というご質問だと思いますけれども、基本的にはこの加工

施設について、指定管理者を定めたときに、指定管理者に利用料を賦課するという予定はございません。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） この指定管理者の選定方法は公募するのか、あらかじめ指定しているところにするのか、お願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

今のところ、町長との協議の中で、公募をしない方向で選定を進めたいと思っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 公募しない理由をお聞かせください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この事業の計画が、2年前だったと思うんですけども、策定されてるんですが、その際に基本的には、今、落花生の生産拡大に取り組む中でそれを実施している担い手公社との事業協議の中で、その計画が定められたという流れの中で、現状、そういう状況ですので、基本的には公募によらずに担い手公社と協議をして選定を進めたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 気持ちとしては何か分かるんですが、担い手公社のためにあの施設は造ったということになってしまいますよ。担い手公社のためであれば、本来、町長がいつもおっしゃるように民間でできることは民間でしなければいけない、担い手公社がやるのであれば担い手公社が建てるべき加工場だと僕は思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

おっしゃるとおり、担い手公社が実施するのであれば担い手公社が建てなければならないというのは、基本だと思います。実施主体が自ら整備するというのは基本だと思いますけれども、先程言いましたように、このプロジェクト交付金ですか、計画を立てたときに、この事業の実施要件として、事業主体の対象が市町自治体というふうになっていて、その中で整備をしてきたという経緯がございます。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 仮に落花生の加工に長けた業者さんが外にいた場合、どうして公募しないのかという問い合わせは来ると思います。その辺については、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今回の公募をするかしないかの件につきましては、ご承知かと思えますけども、小値賀町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例というのがございます。この中に、第 5 条に公募によらない指定管理者の候補者の選定という規定がございます。この規定を利用して、公募をしないでやろうということで、このことに関しましては、従来のまちづくり公社が古民家とかそういうときにも使っている規定でございます。そういうことで、さっき課長がそのことを申し上げませんでしたので、ちょっと方向性が違う方向に行っているかと思えますけども、私はそういう意味で出資をしている町が大株主でございますので、そこが管理をできる体制も整っておりますので、そこに指定をしたほうがいいんじゃないかという考えを持っております。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 40 分 —
— 再 開 午 後 1 時 30 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 先ほど、ちょっと前になりますが、落花生の加工設備もこれに含まれているという答えだったんですが、これ条文の案を見てみますと、第 1 条までは農業加工施設ということで書かれているんですが、第 6 条の 2 項の (2) ですね、「加工施設又は附属施設等」と、附属施設という言葉が出てます。次のページの第 12 条の (1) のところで、「施設、設備等」とあります。この設備等、あるいは附属施設等というのがいきなりここに出てきているということで、この条文案の中で何を指すのかがちょっと分かりづらいなという気がしたんですけど、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

第 6 条の附属施設等というのに、第 12 条の設備等というのにも含まれるかとは思いますが、附属の施設について、落花生だけじゃないんですけども、備品及びそれらに加工施設の機能として一体的に管理すべき設備全体を指して、「加工施設又は附属施設等」という表現にしております。

議長（立石隆教） よく分からない答弁なので、もう一回整理して答えてください。

附属施設とは何を指すのか。設備とは何か。 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） 施設については、ハウスを、干場用のハウスを整

備することにしておりますけども、そういったその工作物、構築物及び機器類、備品類等を附属施設等というふうに考えております。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 普通、施設といいますと、土地も含むそこら辺全体を言いますけども、設備というのは、その中に含まれる物品といいますか、備品、それらを含むという解釈でございます。

議長（立石隆教） 今、施設と設備についての考えの分け方を答弁されましたけども、附属施設と加工施設の違いは何ですか。明確にあるんですか。これとこれは附属施設ですというのは。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） 施設の考え方ですけども、先程申し上げましたように、ビニールハウスであったり、施設に付随する電気工作物であったりというのを考えております。一方で設備というのは、施設の中に整備する落花生の洗浄機であったり、脱水機であったり、そういった備品類を指しております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 今の説明で理解できたような気がしたんですが、そもそもこの条例の標題部、小値賀町農産物加工施設とありまして、6条の2項の(2)で「加工施設又は附属施設等」と、ここでは明確に分けているわけですよね。加工施設と附属施設、そうなるなら標題部の加工施設というのは、加工施設だけになってしまうのですか。何か、もう少しうまい表現ができる、言いたいことは多分分かるんですけども、条例の文面からはちょっとおかしいかなという気がするんですけども、そうではないですかね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

条例の名称、「加工施設及び管理に関する」という部分の加工施設というのは、加工施設全体の中で一番主たる部分というのをタイトル上、表現に使っているというふうに考えていただければと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号、小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号、小値賀町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 82 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 82 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

今回の補正予算案の主な内容をご説明しますが、まず 3 月の当初予算で見込み計上していた人件費ですが、人事委員会等の勧告等に基づく給与等の改正を反映しまして、今回、補正で計上しております。

そのほか、福祉関係では、消費税率 10%導入が平成 31 年 10 月まで延期されたことに伴う経済対策の一環として、新たに非課税世帯対象者 1 人につき 1 万 5,000 円の「臨時福祉給付金」を支給するための予算を追加計上しています。

環境関係では、補助事業で、海岸漂着物地域対策事業の追加に伴う予算計上、それから農業関係では、保全松林緊急保護整備作業の追加計上、観光費で、3 月に実施します「おぢか国際音楽祭」補助金の新規予算の計上でございます。それから教育費で、総合運動公園グラウンド改修工事及びテニスコート人工芝張替工事の完成に伴う精算による減額補正が主なものでございまして、予算書 1 ページ第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、106 万円を減額し、補正後の予算総額を 32 億 5,444 万円とするものでございます。

第 2 表地方債の補正は、総合運動公園グラウンド改修事業と小値賀島地区水産物供給基盤機能保全事業に係る過疎債の変更で、1,730 万円の減額補正となっております。

以上、補正予算の概要をご説明いたしましたが、詳細については担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは歳入歳出補正予算事項別明細書により、8ページ歳入より概要をご説明いたします。

13款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・民生費国庫補助金は、1節・社会福祉費補助金で、先ほどの町長提案理由で申しましたが、経済対策に係る臨時福祉給付金事業費補助金1,315万円が主なもので、2節・児童福祉費補助金を5万2,000円減額し、合わせて1,202万8,000円補正計上。7目・総務費国庫補助金は、離島活性化交付金事業の追加交付100万円、移住促進に係る地方創生推進交付金19万4,000円を計上し、補正後の国庫補助金を1億8,492万9,000円としております。

14款・県支出金、2項・県補助金は、2目・民生費県補助金を5万2,000円減額、3目・衛生費県補助金は、海岸漂着物対策のための補助金893万円の計上、4目・農林水産業費県補助金、1節・農業費補助金は、各事業の精算見込みに係る52万6,000円の減額、3節・水産業費補助金は、漁港の追加工事が主なもので125万9,000円を計上、補正後の県補助金を1億8,052万円としております。

17款・繰入金、1項・基金繰入金、2目・1節・振興基金繰入金は、2号補正での財源振替の調整誤りで405万円を繰り入れし、7目1節・社会体育施設整備基金繰入金は、運動公園工事完了に伴う精算減額により、基金へ繰り戻す1,736万5,000円の減額計上で、補正後の基金繰入金を2,849万6,000円としております。2項・特別会計繰入金、3目・介護保険事業特別会計繰入金は、27年度事業精算による一般会計への繰入金で449万円を計上し、補正後の額を449万2,000円としております。

18款・1項、1目・繰越金を788万8,000円計上し、1億557万2,000円としております。

19款・諸収入、4項5目・雑入は、おぢか国際音楽祭に係る長崎県市町村振興協会助成金125万円と、総合運動公園テニスコートの工事費精算に伴うスポーツ振興くじ助成金690万6,000円の減額で、補正後の額を4,571万9,000円としております。

20款1項・町債、4目・農林水産業債は、浜津地区の漁港の追加工事に係る過疎債80万円の計上、8目・教育債は、運動公園グラウンド整備に係る同じく過疎債1,810万円を減額し、補正後の町債を4億4,400万7,000円としております。

歳出について申し上げます。

1款1項1目・議会費は、人事委員会勧告等に係る人件費の補正で各節のとおり5万4,000円補正し5,163万3,000円としております。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は人件費のほか、28年度

に施工中の野崎島ビジターセンター、神官屋敷、農産加工場、教員住宅に係る落成式の経費等を含め 143 万 1,000 円を計上、3 目・財政管理費を 1 万 1,000 円計上、6 目・企画費は、バス購入に係るオプション部品等で 270 万円増額し、補正後の総務管理費を 3 億 7,028 万 8,000 円としております。2 項・徴税費、1 目・税務総務費を 9 万 5,000 円増額し、補正後の徴税費を 1,953 万 6,000 円としております。3 項 1 目・戸籍住民基本台帳費を 10 万 4,000 円増額し 2,234 万 5,000 円にしております。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費、1 目・社会福祉総務費は、各節のとおり 56 万 6,000 円を増額、4 目・障害者福祉費は、マイナンバー等による制度変更のため審査支払システム導入を保留するための事業費減額と前年度の扶助費等の実績に伴う国費・県費の精算返還金の計上で 238 万 5,000 円を減額、9 目・臨時福祉給付金は、経済対策に係る臨時福祉給付金の創設が主なもので 1,234 万 4,000 円を計上、補正後の社会福祉費を 3 億 7,367 万円としております。2 項・児童福祉費、1 目・児童福祉総務費を、3 万 7,000 円減額、4 目・こども園費を、29 万 9,000 円増額し、補正後の児童福祉費の額を 1 億 2,469 万 1,000 円としております。3 項・生活保護費は、人件費 7 万 8,000 円を減額補正し、補正後の額を 7,920 万 2,000 円としております。

4 款・衛生費、1 項・保健衛生費、1 目・保健衛生総務費は、人件費と特別会計への繰出金で 271 万 7,000 円を減額、3 目・環境衛生費は、海岸漂着ゴミ回収処理事業費が主なもので 936 万 5,000 円を計上、補正後の額を 1 億 4,350 万 9,000 円としております。2 項・清掃費は、各目のとおり 118 万 1,000 円を計上し、1 億 3,612 万 3,000 円としております。

5 款・農林水産業費、1 項・農業費、2 目・農業総務費は人件費で 37 万 3,000 円を増額、3 目・農業振興費は、事業の進捗に伴う実績等見込み計上で、各節のとおり 12 万 9,000 円の減額計上、4 目・畜産業費は、スマート放牧等に要する牛の増頭のため、19 節及び 24 節で繁殖雌牛導入推進事業経費 313 万 6,000 円を計上してしております。5 目・農地費は、13 節・堆肥製造施設委託料 140 万円、19 節・負担金補助は、灌漑施設等、農地に付随する共同利用施設の修繕補助 3 カ所分 110 万 2,000 円が主な計上で、合わせて補正後の 1 項・農業費の総額を 3 億 8,368 万 7,000 円としております。2 項・林業費は、松くい虫被害木が多く発生しているため、100 立方メートル分の衛生伐委託業務を追加するもので 372 万 1,000 円を計上し、補正後の林業費を 2,472 万 6,000 円としております。3 項・水産業費、1 目・水産業総務費は、人件費 31 万 9,000 円を補正、3 項・水産施設費は、水産加工施設設計委託料 200 万円を計上、5 目・漁港建設費は、浜津地区に係る小値賀島地区漁港機能保全工事の事業増が主なもので 221 万 2,000 円を増額し、補正後の水産業費の総額を 1 億 8,445 万 5,000 円としております。

6 款 1 項・商工費、3 目・観光費は、19 節・負担金補助及び交付金で、おちか国際音楽祭補助金 250 万円を計上し、補正後の商工費を 1 億 7,244 万 4,000 円としております。

7 款・土木費、1 項・土木管理費、1 目・土木総務費は、人件費で 7 万 7,000 円を補正し、補正後の額を 1 億 4,305 万 9,000 円としております。

9 款・教育費、1 項・教育総務費、2 目・事務局費を 36 万 5,000 円増額し、1 億 3,599 万 7,000 円としております。4 項・小値賀中学校費は、2 目・教育振興費で中総体、新人戦出場旅費補助等 52 万円増額し、補正後の中学校費を 2,309 万 1,000 円としております。7 項・社会教育費、1 目・社会教育総務費は各節のとおり人件費 25 万 2,000 円を計上、6 目・図書館費は、報酬と賃金の組み替えが主なもので、27 万 3,000 円を減額し、補正後の社会教育費の額を 1 億 5,210 万 7,000 円としております。8 項・保健体育費、1 目・保健体育総務費は、総合運動公園グラウンド及びテニスコート人工芝張替工事の完成に伴う事業費の精算 3,972 万円の減額で、補正後の保健体育費を 1 億 7,661 万 4,000 円としております。

12 款・諸支出金、2 項・特別会計繰出金、1 目・渡船事業特別会計繰出金を 188 万 6,000 円減額し、1,640 万 1,000 円としております。

以上で説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 13 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第 14 款・県支出金

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第 17 款・繰入金 浦 議 員

5 番（浦 英明） 先ほど、課長が説明したのをちょっと聞きそびれてですね、再度お尋ねしますが、この 405 万、振興基金ですね、ここに繰り入れたのが何なのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

当初予算で振興基金を財源として事業を組み立てていたんですけれども、普通交付税が額が固まった段階で、基金へ一遍、繰り戻しの作業をしたわけなんですけれども、戻した時に、一部累計で財源のところマイナスになっていた

ところがあったものですから、これはおかしいということでもう一遍精算して、その部分に充てたところでございまして、農林水産業費の農業振興費に200万、それから水産施設費に100万、それと観光施設費に105万、そういうふうに充当しております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 後で、歳出のほうで聞けばいいかと思うんですけども、まず観光費で今、105万と言われたんですけども、どの分なのか。私とすれば、おちか国際音楽祭に繰り入れしたのかなと思ったものですから。あと、農林水産業では地域おこし協力隊の分だと、これは分かっております。それとかイノシシの捕獲の補助ですかね。そういった分だろうと思うんですけども、もう少し詳しく分かれば。後で歳出のほうでお尋ねはしますけども。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） トータルの事業で、全ての累計予算の中で振興基金を充当してますので、今回のこの補正の歳出に対応する格好ではないんですよ。財源の組み替えということになりますので。そういうことで、はっきりしているのは、観光、今まで観光の中にいろいろな事業をやってるんですけども、今回のおちか国際音楽祭に充当したというわけではなくて、今まで充当していた分がマイナス充当になっていたものですから、そのマイナス充当というのは基本的には累計ではありえない話で、そういうことで、今回、組み替えさせていただいているということでございますので、まあ今回、水産に関して言えば、加工場の設計委託業務、これに国費と、裏で振興基金を充てているということが言えるんですけども、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第18款・繰越金

繰越金、ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第19款・諸収入

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて第20款・町債

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・議会費

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第2款・総務費

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 総務費の中の総務管理費、11 ページの 6 目・企画費の中の備品購入費。バス購入費ですが、270 万円。先だってバスの本体の購入費は財産で取得しましたが、この 270 万円の内訳というか、内容をお教えてください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

確か、契約に関する時に 500 万ほどオプションがあるということで、まあそれは極力詰めるということでお話したかと思えますけども、一番大きなものは音声合成のワンマン放送機器ですね。行き先とかを言うもの、それが大きくて、あとは運賃箱。これはそんなに、一番簡単なタイプのものに切り替えてますけども、運賃箱。それから整理券の発行機。あとドライブレコーダー。それから行き先の表示。そういったものでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。総務費。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 3 款・民生費

民生費、ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 4 款・衛生費

今田議員

1 番（今田光弘） 3 目の環境衛生費。海岸漂着ごみの回収処理委託料ということで、当初予算では 911 万 5,000 円計上されていて、今回 906 万 1,000 円ということで、ほぼ倍増されています。これは回収する場所が広がったということなんでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

平成 29 年度事業として、国のほうに要望したものがあつたんですけれども、それが国の経済対策ということで、今年度の補正でつけるということになりましたので、今回計上しております。なお、実施は来年度へ繰り越したいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 増えた理由を聞いてるんだけど。はい、続けて。

建設課長（蛭子晴市） 皆さんご存知のとおり、海岸どこに行っても漂着ごみがありますので、その対策ということで、今年度分は予定どおり、今現在、執行いたしております。そして先ほど言いましたように、29 年度分ということで考えていたものを国が今回つけるということでしたので、今回、計上しております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

浦議員

5番(浦 英明) 私もここを聞いたかったんですけども、そしたら29年度でこれはやるということで、繰越事業ということなんですけれども、29年度に新事業というのは、したらもうないわけですね。この繰越事業で終わるわけですかね。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(蛭子晴市) 今のところ29年度になってみないと分からないということで、あくまでも予定したものが付いたということです。今回はですね。

議長(立石隆教) 浦議員

5番(浦 英明) 回収したごみはどのような処理をされるのでしょうか。それと業者が何業者いるのでしょうか。お尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(蛭子晴市) ごみの処理ですけども、回収のほうを町内の業者、3業者が行っております。そしてその処理ですけども、色々種類に分けて、佐世保のほうの産業廃棄物業者のほうに出しております。そちらのほうで処理を行っております。

議長(立石隆教) 浦議員

5番(浦 英明) これはもう答弁しなくていいですけど、プラスチックなんかがありますから、結構たまっておりまして、私が散歩するコース、唐見崎の港にもたまっておりますんで、これはあとで処理されると、今年度中に、そういうふうに思っておりますから、それはそれで結構です。

小さな金額ですけども、その一番上の給料ですね。これが△、50万3,000円の減額ということになっておりますんで、今回のベアアップで上がるものと、補正で増加すると思っておったんですけど、この減額の理由を尋ねます。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お待たせしました。

途中、退職者が出たもんですから、それで下がっております。

議長(立石隆教) 浦議員

5番(浦 英明) その件は分かりました。

それで、2項の清掃費ですね、資源物処理賃金が94万1,000円増額補正されておりますんで、この内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(蛭子晴市) お答えいたします。

これはこの数行上にありますけれども、報酬で14万円減額しております。年度途中で委託をしていた職員が辞めまして、その後、職員を探しておりました。それに1カ月程度かかったものですから、まず報酬1ヶ月分14万円を減額しております。それと、その際にその委託職員がおらない間の臨時職員及びその後

の引継ぎのための、ちょっと 2 人で仕事をしてもらおうという部分とか、また今年度から紙容器の分別収集を行いましたけれども、その分別に思ったよりも手間がかかったということで、今回、94 万 1,000 円の計上を行っております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 歳入のところで、この紙類の販売収入がですね、27 年度は 50 万 9,000 円というふうに記載しておったんですけども、その前、26 年度は 39 万 6,000 円ですね。そうしますと、この賃金が増額になったちゅうことは、それだけ資源ごみが増えたということで、この売り上げも上がるという見込みでよろしいのですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 建 設 課 長

建設課長（蛭子晴市） そこまで計算はしておりませんが、現在はですね、そういう部分もあるかと思えます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） あとで分かれば教えてください。

それですね、18 節の備品購入費で消火器を 13 本購入してありますが、この内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 建 設 課 長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

これは全てし尿処理場の消火器でして、し尿処理場に 13 本消火器がありました。これが 10 年期限ということで、そのことに気づかないまま予算に上げておりませんでした。消防点検前には整備しておく必要がありましたので、今回、計上しております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 5 款・農林水産業費

浦 議 員

5 番（浦 英明） 3 目の農業振興費の報償費にイノシシの捕獲報奨金が 80 万円上がっておりますけれども、当初予算が 100 万計上しておったんで、それは一応超えたということで、あと 80 万、80 頭近く捕れるんじゃないかということで、ここに上げているんじゃないかというふうに思いますけども、まずこの内容についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 産 業 振 興 課 長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

浦議員お見込みのとおりなんですけれども、町長の行政報告でもありましたように、去年 1 年間、27 年度ですね、56 頭、銃器によるものを合わせて 58 頭だったんですけど、今年度、既に 100 頭に迫るといえるか、現実には 100 頭を超

えております。今日現在でですね。そうした中で今後の見込みも踏まえて 100 頭分から 180 頭分ということで、増加予算を計上させていただいております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） それで、この捕獲についてはですよ、猟犬による犬を使っ
ての捕獲をやるということで、当初予算の折には尋ねたんですけども、それも一
応計画しておりますんで、ということだったものですから、それはどういうふう
になっているのか、お尋ねをします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

県北の鳥獣被害対策協議会の事業として、捕獲研修事業という位置付けで、
今年度も冬場に実施したいと思っております。去年 2 月の上旬に実施したんで
すけれども、時期的には同じ時期辺りで計画したいと思っております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 極端に言ったら 180 頭になるという可能性もあると思うん
ですけれども、これはただ単に捕獲するのが上手くなったのか、あるいはイノ
シシが増えたのか、そこ辺りは分析しているのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

イノシシの生息数が野崎島も含めて増加しているんだろうというふうには考
えております。ただその分析ということですと、以前も申し上げたように、私
もシカの頭数調査みたいにですね、イノシシの生息数の把握ができないかなと
いうことで、県あたりにも相談したんですけども、技術的にそういうのがまだ
確立されていないと。それよりも一生懸命活動して捕獲してくださいというよ
うなことを言われたことがございまして、詳細な分析というのはできておりま
せん。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

農林水産業費、ほかにありませんか。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 地域おこし協力隊のいろいろな使い道があるようですが、
農業振興費における地域おこし協力隊、何人いて、現在どのような作業をされ
ているかお教えてください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

農業関係は担い手公社に配置している方が 4 名と、この 11 月から農業の研修
生として入られている夫婦の 2 名、計 6 名が協力隊としておられます。その中
で活動ですけれども、まずお一人の方は今年度卒業する予定ですがけれども、例
の「おっ！パイ」とかパン作り、それから「ちょんまか」というグループを地

元のお母さんたちと組織してそういったもの作りの活動をしておられます。もうひとはショウガのシロップであったりジャムであったりを作られております。もうひとは油ですね、確か搾油・・・すいません、販売促進活動とかマーケティング調査に携わっております。それからもうひとは、これもまた販売促進、特にあわび館の業務に係わりながら販売促進に取り組んでおります。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 今のお答えですと、1人があわび館の関係、たぶん魚の出荷とかそっちのほうの関係だと思っておりますが、この農業振興費から出ているんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

農業振興費の予算でございます。先ほど申し上げました、あわび館の業務に携わっていると申し上げましたけども、あわび館も含めて農水産物の販売促進という形で、現状、農業振興費で予算化しております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 16頁に移って、農地費の中の13節・委託料の中の堆肥製造施設管理委託料ということで140万計上されております。当初予算では567万5,000円ということで、かなり大きく増額しているのですが、その理由をお答えください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

堆肥製造施設に大型のショベルを配置してはありますが、この老朽化に伴う駆動系の故障とかタイヤの交換等で、今回、多額の費用が発生することとなりましたので、それが主な要因でございます。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 委託料でもその内容なんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、委託料の中に全てその堆肥製造施設の管理にかかる部分を含めております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今田議員

1番（今田光弘） すいません、ちょっと飛びます。17ページ、農林水産業費の中の水産業費の委託料ということで、水産加工施設設計委託料というのが、多分今回初めて入っていると思うんですが、まずいくつかあるんですが、これが当初予算に入らないで今回補正予算で入ってきた理由からお聞かせください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

当初に上がらずに、補正で上がってきた理由ですけれども、水産加工については、27年度に水産加工推進協議会というのを立ち上げて、試作でありますとか、視察でありますとか、専門家を呼んでの研修会でありますとか、そういった活動をしてきておりますけれども、その中でようやく今、船瀬の施設を一部改修して試験的に取り組んでおりますけれども、ようやくその方向性が水産加工の整備のですね、方向性が固まってきたというのが今という状況になっております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） どのようなイメージ、例えば小さな加工場をイメージしているのか、あるいは HACCP に対応するような大きな加工場をイメージしているのか、その辺をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この設計委託に関しましては、その先程申し上げました加工推進協議会の中でこういった形がいいのかという話もしてきておりますけれども、結論から言いますと、そういう高次加工とかをするというふうには考えておりません。もう一次加工中心のこじんまりとした施設になろうかと思えますけど、あわび館のバックヤードといいますか、水槽があるのはご存知かとは思いますが、それを一部取り外しまして、そこを中心にあわび館の中にこういう機能を持たせるという方向性で考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） そうなると、基本設計ではなくて実施設計にかかるということですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） はい。実質、もう実施設計という形になろうかと思えます。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 実施設計、造る前に基本設計とかそのイメージとかですね、それがないとどうしてここに200万という数字が出たのかなという、要は200万の根拠が当然何かベースがあって200万と出ているかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） 配置計画というのを一応あわび館の活用という形で配置計画というのを作りまして、それを示して本当に概算ではあるんですけども、200万という見積もりを計上しています。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） あわび館は現在、指定管理で担い手公社に出ているんですが、あわび館の中に造るということは、その指定管理も含まれるということでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） 今のところ、その方向性についてきちんとしたものは持っていません。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 水産物の加工場を造ることに関しては、多分議員も町民も賛成している、なるべく早く造ってほしいという気持ちはあると思いますが、ただ本当に協議会の中ではいろいろな絵が当然出ているんですが、少なくとも僕、議員にも全然どのようなイメージなのかも知らされていない状態で、多分この金額というのは大体いくらぐらいかかるから、ある程度イメージがあって、その中から 200 万ぐらいだろうという、そういう筋で多分皆さんの頭の中にはイメージがあると思いますが、僕らは何もそれが無い状態で 200 万とここに出てきて、それで了解してくださいというのは、ちょっと辛いので、できればこういうときにはもう少し前もって、今の協議会の進み方、この辺までできてますよと、こういう予算を計上しますというのはやっぱり説明があってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

ご指摘のとおりだと思いますので、今後、今から計画を進めていくわけですが、その中で随時お知らせをしていきたいと思っています。

議長（立石隆教） 産業振興課長にお尋ねしますが、現時点でそれをまとめて提示することはできますか。今日は無理だとすれば、明日にでもできますか。

（マイクなし「できます」という旨の返事あり）

議長（立石隆教） また明日も日程ありますから、このまま質疑を終わって、また資料を出してもらって、明日もう一回やるということにしたいと思いますが、いいですか、それで。

（マイクなし「休憩」を求める声あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 25 分 —
— 再 開 午 後 2 時 37 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

今日の質疑はここまでとして、この続きは12月16日、午前10時からに続きは回したいというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 先ほど、答弁した回答に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

14ページの先程の保健衛生総務費の件ですけども、退職ではなくて、育児休暇の影響で減額になっております。申し訳ありませんでした。

議長(立石隆教) 本日は、これにて散会いたします。

ご苦労様でした。

— 午 後 2 時 38 分 散 会 —